

事務連絡
令和6年8月6日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局貨物流通事業課長

一般貨物自動車運送事業者による受付日時等の掲示の方法に関する
取扱いについて

特定の場所において書面で掲示されていた事項について、インターネットによる閲覧等を可能とし、利用者利便の向上を図る観点から、令和5年6月16日「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により貨物自動車運送事業法の一部が改正され、それに伴い令和6年1月19日「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」により貨物自動車運送事業法施行規則（以下単に「施行規則」という。）の一部が改正され、令和6年4月1日に施行されました。

今回の改正では、一般貨物自動車運送事業が店頭で掲示する必要事項について、施行規則第12条で定める事項（運賃及び料金（個人を対象とするものに限る。）、運送約款等）を、国土交通省令で定める場合を除き、インターネットのウェブサイトへ掲載することとされています。施行規則第13条の2では、国土交通省令で定める「除かれる」場合として、「常時使用する従業員の数が二十人以下である場合」または「自ら管理するウェブサイトを有していない場合」と規定しています。

また、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第210号）により、国土交通大臣が公示している標準運送約款等について、本年3月に改正を行い同6月から施行されました。

当該改正を踏まえ、国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款については、以下の事項について店頭に掲示し、又は自社のウェブサイトに掲載することとなりました。

- ・標準貨物自動車運送約款においては、受付日時、運賃・料金（個人を対象とするものに限る）、保険料率
- ・標準宅配便運送約款においては、受付日時、運賃等及びその適用方法
- ・標準引越運送約款においては、受付日時、運賃及び料金並びにその適用方法
- ・標準貨物自動車特定信書便運送約款においては、受付日時、信書便物の大きさ及び重量の制限、料金、提供区域

このような経緯を踏まえ、貴会におかれましては、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者であってもウェブサイトを保有している場合には、施行規則第12条の掲示事項や、約款で規定された内容（受付日時、運賃・料金（個人を対象とするものに限る。）、保険料率等）について、ウェブサイト上での掲載が推奨される旨、傘下会員に対して周知するようお願いいたします。